令和３年第５回知内町議会臨時会

◎　招集年月日　　令和３年１２月２２日（水）
◎　招集の場所　　知内町役場　議場
◎　開会日時　　令和３年１２月２２日（水）　午前９時３０分
◎　閉会日時　　令和３年１２月２２日（水）　午前９時４６分

◎　出席議員

１番	成澤五郎	７番	笠松悦子
２番	山田顕人	８番	木村　一
４番	五十嵐捷爾	９番	谷口康之
５番	吉田峰一	１０番	伊藤政博

◎　会議録署名議員　　１番　成澤五郎　　８番　木村　一

◎　欠席議員　　６番　松井盛泰

◎　地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため出席した説明員

町長	西山和夫
副町長	大野　樹
総務課長	西野俊一
生活福祉課長	鳴海英人
保健センター長	（鳴海英人）
地域包括支援センター長	（鳴海英人）
税務会計課長	南　一貴
産業振興課長	三原知明
政策調整課長	長谷川将之
建設水道課長	佐藤和人
学校教育課長	帰山亮一
社会教育課長	佐藤辰治
スポーツセンター長	（佐藤辰治）
知内高等学校事務長	南　和敏
学校給食センター長	（帰山亮一）
代表監査委員	西内貞治

◎　本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森永　茂
議事係	高田貴明

令和３年第５回知内町議会臨時会議事日程

（第１号）　　令和３年１２月２２日（水）午前９時３０分開議

日　程	議 件 番 号	議　　件　　名
第　１		会議録署名議員の指名　１番、成澤五郎君、８番、木村一君
第　２		会期の決定について
第　３		議長の諸報告
第　４	議案第　１号	令和３年度知内町一般会計補正予算（第８号）について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議　　長（伊藤政博）

おはようございます。

令和３年第５回臨時会にお集まりいただきまして、ご苦労様です。

欠席届のあった議員は、６番、松井盛泰君です。

只今の出席議員数は、８人です。

定足数に達していますので、令和３年第５回知内町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議　　長（伊藤政博）

日程第１、『会議録署名議員の指名』を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、１番、成澤五郎君及び８番、木村一君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第２、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第３、『議長の諸報告』を行います。

令和３年第４回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

◎ 議　　長（伊藤政博）

只今、町長から今臨時会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町　　長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。

令和３年第５回臨時会、上程議案の説明をさせていただきます。

議員の皆様には、令和３年第５回知内町議会臨時会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案１件であります。

議案第１号の令和３年度知内町一般会計補正予算（第８号）については、歳入歳出それぞれ２，７４４万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億８，９５０万９千円とするものであります。補正の主な内容は、子育て世帯への臨時特別給付金で、市町村の判断で現金一括給付も可能と示されたことから現金給付とし、一括給付を行うものであります。

議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い致します。

● 議案第１号　令和３年度知内町一般会計補正予算（第８号）について

◎ 議　　長（伊藤政博）

次に日程第４、議案第１号、『令和３年度知内町一般会計補正予算（第８号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第１号、令和３年度知内町一般会計補正予算（第８号）について。

令和３年度知内町一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，７

４４万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億８，９５０万９千円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

歳出の方からご説明しますので、４ページお開きください。４ページです。２款総務費、１項総務管理費、１６目新型コロナウイルス感染症対策費に２，７４４万５千円を追加し、１億６，１６５万４千円とするものであります。これは３節職員手当等と１８節負担金補助及び交付金に、子育て世帯臨時特別給付金と給付に係る事務作業の時間外手当を追加するもので、詳細につきましては後ほど担当課長からご説明致します。

歳入の方です。３ページお願いします。歳入、３ページです。１０款１項１目地方交付税に２，７４４万５千円を追加し、１８億７，１９９万８千円とするものであります。これは歳出に対応した追加補正で、今後、国庫支出金の確定後、財源の組み換えを行う予定としております。私の方からは以上です。

◎　議　　長（伊藤政博）

次に詳細の説明を、生活福祉課長。

◎　生活福祉課長（鳴海英人）

私の方からは子育て世帯の臨時特別給付金について、説明資料によりご説明させていただきます。説明資料をお開きください。１２月７日開催の第４回定例会において、年内に現金５万円、来春に５万円のクーポン券を交付する想定で、先行給付の５万円分を補正予算に計上し、議決をいただいたところでございますが、その後、内閣府から自治体の判断で１０万円一括の現金給付も可能であるとの見解が示されたことから、全国的な給付状況を鑑み、当町においても年内一括給付とする考えで、この度の補正予算を計上したところでございます。

対象児の人数でございますが、前回の補正では２６７世帯４３６名としておりましたが、令和４年３月３１日までに出生する子、また、子どもが町内に住所を有していない場合、例えば世帯主が単身赴任の方や下宿等で高校生等が転出している場合などの家庭も含まれることから、最終的には３１１世帯４９１名の対象者を見込んでおります。

なお、対象人数につきましては、あくまでも申請をしていただくまで把握しきれない部分がございますので、若干多めに計上しております。また、前回にもご説明致しましたが、所得制限により対象外となる世帯にも給付を行うこととしており、６世帯１３名としておりましたが、最終的には１０世帯２０名程度を見込んでおります。事業費と致しましては、担当する職員の時間外手当１４万５千円、給付費として２，７３０万円の追加とするものです。

ここには記載ございませんが、支給日につきましては、本臨時会での議決後、金融機関にデータを引き渡し、最短で１２月２９日の振込を予定しております。

なお、高校生等を養育する世帯で申請が必要な方につきましては、年明け後に随時、早い時期に随時、振込を行う予定でございます。

財源につきましては、今回の補正では全額を一般財源で計上しておりますが、最終的には国庫補助金により４，８００万円、独自政策による拡大分が一般財源として２００万円程度となる予定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

◎　議　　長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
歳入歳出一括質疑を許します。
質疑ありませんか。
７番、笠松君。
◎　７　　番（笠松悦子）
理解はできますけれども、前回の議会の時と今の数字が凄い違っているのが、私、最初、不思議でした。今のご説明を受けて幾らかは納得したんですけれども、高校生の数６２名増えていますよね。その中で、さっきのご説明ですと、親はここにいるけれども、出ている、下宿している子ども達とかって言っていましたけども、最初の議会に、定例会にかけた時にはきちんと把握できていなかったということでしょうか。
◎　議　　長（伊藤政博）
生活福祉課長。
◎　生活福祉課長（鳴海英人）
ご説明致します。前回のですね、定例会の補正の段階では今現在もらっている児童手当の人数で計算してて、高校生の人数というのが人数に入っていなかったものですから、少し少なめに計上してしまったという部分はございまして、それ今回見直しまして、また、その他に公務員の方だとか、北海道の職員の方の分というのは前回の補正の中では加えていなかったんですね。その方々というのは児童手当、町から出ているわけではないので、人数の把握というのは仕切れなかった部分がございまして、そういった方々も含めた上で今回精査させていただいたということになっております。
◎　議　　長（伊藤政博）
７番、笠松君。
◎　７　　番（笠松悦子）
ごめんなさい。ちょっと何か私、理解というか、ちょっと頭回らないんですけれども。公務員の方という、ちょっと詳しい説明していただけますか。
◎　議　　長（伊藤政博）
暫時休憩します。
休憩を取り消します。
他に質疑ございませんか。
８番、木村君。
◎　８　　番（木村　一）
今回、この子育て支援について報道等で、いわゆる９６０万円の所得制限、隣り町とここは撤廃するということで、こういう子育て支援をやっているんですけども。国の定めにより渡島桧山町村管内はある程度それを守るという形だけども、その辺の考え方は町長どういう思いでそれをやったのか、ちょっとその辺お願いします。
◎　議　　長（伊藤政博）
町長。
◎　町　　長（西山和夫）
以前、説明させていただきましたように、対象者の中で一次産業が大方を占めるという状況、そして前年度の所得によって今年度の課税がかけられるという、そういう状況の中で、

今年度、大変大きな疲弊をしているだろうという、その想定と今後続くであろう様々な事案、例えば原油高騰の中で、今、生活物資様々影響を受けていますし、そうした中で子育て支援、そして、また、次年度入学ということも控えているわけですから、それにかかる経費というのは相当なものだろうということで、今回そういう所得を撤廃して、それぞれ皆さんある程度不公平ないような状況を作りたいということです。そして、今、所得制限の中で、例えば１世帯で９６０万円という上限がかけられておりますけれども、例えば２人で、８００万円、８００万円だとか報道にあるとおり、そういう方は貰えるわけですよね。そうした全体的な国の考え方を網羅した中で最終的に判断をさせていただいたということです。

◎　議　　長（伊藤政博）

８番、木村君。

◎　８　　番（木村　一）

今、説明聞きましたけども、そもそも子育て支援という国の給付金だから所得の少ない人、そういう対象者に対してやるということだから、所得があるのに、町長の考え方だけども、ある程度公平、平等という考え、観点からそういうことで、

余裕あるのに更にそのという、その辺がちょっと理解できないんだけどもな。余裕ある人は、所得ある人は、先ほど言った夫婦揃って８００万円なら１，６００万円か、今、国の所得制限は９６０万円だったか、１人で。それ以上の場合は所得制限をかけて給付しないということになっているけども。国の考え方もちょっとおかしいかもしれないけども、その子育て支援に対して、この所得が足りないから意図として国の対策給付金をやるんだから、９６０万円というのは国の定めた基準であるけども。それ以上所得があるということは別に子育て支援に対して支障がないはずなんだ、その辺余裕があるから。私はそう思うけども、再度もう一回、町長、何かその辺。

◎　議　　長（伊藤政博）

町長。

◎　町　　長（西山和夫）

考え方はそれぞれあるんでしょうと思います。特に報道等で、この渡島管内では２町ですか、所得制限を撤廃するというお話の中で、今、進めさせていただいている。そして、この２年間コロナ禍の中で様々な疲弊した状況、産業的にも多大な経営的に打撃を与えたところなんだと思っています。そうした中で、当時、一次産業の中で特に農家さんというのは一生懸命稼いでいただいて、何とかこのコロナ禍の中で乗り切ったという状況ございます。そして、今、現状考えれば、全体的に落ち込みの中、そして米の概算払いの低価ということで様々な影響を受けているだろうと思います。そして、最近、水田の交付金の見直しというお話も出た中で今後どうなるかわからないという現状もあるだろうと思います。そうした中で今、過去一年、二年遡れば安定的な所得があったとしても、このコロナ禍の中で間違いなく、今、減少傾向に繋がっているんだろうと思います。そうした中で我々４千人くらいの人口規模の中で、そうした所得制限をかけることというのは内部でも議論させていただいて、最終的にその一次産業の疲弊も含めて今後の対応としてある程度今の状況考えれば、均一にそれぞれ皆さんにこの子育て支援を給付するべきだろうという判断で今回させていただいたということです。

◎　議　　長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第１号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 閉会宣言

◎ 議　　長（伊藤政博）

これで、本日の日程は全部終了しました。

これにて会議を閉じます。

令和３年第５回知内町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（　閉会　午前９時４６分　）